

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
宮城県

- 2 構造改革特別区域の名称
みやぎ４５フィートコンテナ物流特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
宮城県の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

仙台塩釜港は、北米への最短ルートの航路を始めとした外貿コンテナ定期航路が５航路、内航フィーダー航路が７航路就航している東北地方唯一の特定重要港湾であり、東北のグローバルゲートとして、東北地方の産業や経済の発展に大きな役割を果たしている。

特に、コンテナ貨物については、取扱量が着実に増加しており、平成２２年は２１万ＴＥＵ以上の取扱量となっている。

さらなるコンテナ取扱量の増加に対応するため、平成２１年にガントリークレーンが４基に増設されたほか、現在、コンテナヤードの拡張工事を進めており、東北地方の産業基盤を支える物流拠点としての充実強化が図られている。

４５フィートコンテナについては、主要荷主企業からの利用要請が出されており、４５フィートコンテナの利用需要が高まっているほか、平成２２年１月には４５フィートコンテナの公道輸送実験が実施され、一般道、高速道路とも他の交通に支障を与えることなく輸送できることが実証されている。

県内では、自動車組立工場や世界有数の半導体製造装置の製造工場が立地し、関連企業の集積が進んでおり、県内全域で企業の生産活動が活性化している。

また、県内の道路網は、平成２２年３月に仙台都市圏の環状自動車専用道路が完成し、東北自動車道や三陸自動車道、常磐自動車道などの高速交通ネットワークの結末が強化されるとともに、平成２２年１２月には企業団地と直結する新たなインターチェンジが供用されたほか、仙台塩釜港のコンテナヤードに直結するインターチェンジの供用が予定されるなど、仙台塩釜港と県内の各生産拠点とのアクセス機能が強化されており、４５フィートコンテナの公道輸送を行う上での道路網の整備も進んでいる。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

本県へのさらなる企業立地を促進し、また、県内企業の競争力強化を図るためには、本県の優位性を高めるための施策展開が求められている。

４５フィートコンテナは、平成１７年に国際規格化され、主にアジア・米国間で取扱量が増加しているが、我が国では輸送用トレーラが存在しないため、国内での取扱量は皆無に近い。

仙台塩釜港においては、既に主要荷主企業から４５フィートコンテナの利用要請が出されており、４５フィートコンテナの公道輸送を可能とすることで、県内企業の優位性が高まり、生産・流通活動のさらなる活性化につながるものと期待される。

また、４５フィートコンテナは従来の４０フィートコンテナよりも輸送ロットが約２７％増大することから、物流コスト削減及びＣＯ₂排出削減の効果が期待できる。

なお、４５フィートコンテナの公道輸送にあたっては、安全性を確保するために、車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の各道路管理者への定期的な報告を、各道路管理者と協定の締結又は特殊車両通行許可の条件に加えること等により確実に実施するものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本県への企業立地の促進、及び、県内企業の競争力強化のためには、他県との差別化を図り、本県の優位性を高める施策展開が必要である。

仙台塩釜港は、外貿コンテナ定期航路が就航し、内航フィーダー航路は日本一のコンテナ取扱量を誇る東北随一のコンテナターミナルであり、また、道路網では、平成22年3月に仙台都市圏の環状自動車専用道路が完成し、東北自動車道や三陸自動車道、常磐自動車道などの高速交通ネットワークの結束強化が図られるとともに、仙台塩釜港のコンテナヤードに直結するインターチェンジの供用が予定され、仙台塩釜港と県内の各生産拠点とのアクセス機能が強化されるなど、45フィートコンテナの公道輸送の効果を最大限に発揮する環境が整っており、45フィートコンテナの公道輸送実現は本県発展の重要な要素となる。

45フィートコンテナの公道輸送を実現し物流コスト削減を図ることで本県の優位性を高め、本県へのさらなる産業集積の促進、県内企業の競争力強化を図り、地域経済の活性化を目指す。

45フィートコンテナの利用が進むことにより、物流の効率化が図られ、低環境負荷かつ低コストのコンテナ輸送が進むこととなり、県内企業の競争力が強化され、企業経営の大幅な効率化が図られる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

当初より実施される特定事業による効果

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ① 運行回数の削減 | 約5%削減（※） |
| ② CO ₂ 排出量の削減 | 約5%削減（年間203t削減）（※） |
| ③ 輸送効率 | 約27%向上（40フィートコンテナとの単純比較） |
| ④ 輸送コストの低減 | |
| ⑤ 交通渋滞の緩和 | |

（※運行回数、CO₂排出量については、年間輸送コンテナ個数のうちの一部のみを45フィートコンテナに転換するものとして算出）

8 特定事業の名称

45フィートコンテナの輸送円滑化事業（1224）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

45フィートコンテナの輸送円滑化事業（1224）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内のコンテナ輸送事業者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域の認定の日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

構造改革特別区域内のコンテナ輸送事業者とし、当初より特定事業の実施を予定している事業者は以下の者である。

東北菱倉運輸株式会社

（2）事業が行われる区域

宮城県全域

（3）事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定後に実施。

事業実施に当たっては特殊車両通行許可により経路の安全を確認する。

（4）事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

仙台塩釜港と県内の各生産拠点間の陸上輸送において輸送ロットの増大を図る。

新規整備が想定される施設等は特にない。

5 当該規制の特例措置の内容

45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用できるよう、道路管理者の通行許可基準の緩和を実施するものである。

事業実施にあたっては、コンテナ輸送事業者から通行経路にあたる各道路管理者に対して、車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の定期的な報告を行い、事故防止に万全を期すものとする。

具体的には、道路管理者に対して、月1回程度、運行日時、積載物、運行時の諸元（重量・寸法）、運行経路、それに対応した事故及びヒヤリハットの有無等を報告するものとし、協定の締結または特殊車両通行許可の条件により、確実に実施するものとする。